新型コロナウイルス感染症対策における施設のガイドライン

**尼崎市立美方高原自然の家**

（2020年 6月 2日策定） （2021年 1月18日　一部改訂）（2021年 5月12日　一部改訂）

（2021年 6月21日　一部改訂）（2021年 7月27日　一部改訂）（2021年 8月3日　一部改訂）

（2021年 8月11日　一部改訂）（2021年10月8日　一部改訂）（2021年10月21日　一部改訂）

（2022年 6月17日　一部改訂）（2023年 2月17日　一部改訂）（2023年 3月13日　一部改訂）

**１　施設のガイドラインについて**

尼崎市立美方高原自然の家では、新型コロナウイルス感染防止のために提唱される「新しい生活様式」に対応した「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止ガイドライン」を策定しております。

このガイドラインは、関連する各団体等のガイドラインを参考に、当施設が特に留意すべき事項について、新型コロナウイルス感染症の流行が収束するまでの当面の対策として、取りまとめたものです。なお、本ガイドライン内の各対策は今後の国、県、市の方針や社会的状況を踏まえ、内容が変更される場合があります。

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく施設運営のためには、感染リスクはゼロにならないというこ

とを受け入れた上で、可能な限りリスクを低減させる努力を行います。

新型コロナの新規陽性患者数は令和 5 年 1 月初旬をピークに減少傾向が続いています。また、インフ ルエンザにかかる人も減っており、減少の兆しが伺えますが、引き続き警戒が必要です。

当施設をご利用いただく皆さまにおかれましては、更なる感染拡大を防ぐため、基本的な感染対策を徹底していただくとともに、兵庫県による要請内容等にご理解とご協力をお願いいたします。

兵庫県による主な要請内容等は、次のとおりです。

効果的な換気（二方向の窓開けや気流を阻害しないパーティションの配置等）、適切なマスク着用※、 こまめな手洗いや手指消毒、人と人との距離確保、三密の回避（ゼロ密）など、日常生活の基本的な 感染防止策を徹底。

詳しくは、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」をご確認ください。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/taisho/coronataishohoushin0413.html

※マスク着用の考え方について

令和 ５ 年 ２ 月 １０ 日、国より「マスク着用の考え方の見直し等について」の方針が示されました。 ご利用いただくの皆様におかれましては、以下のマスク着用の考え方を踏まえて、適切なマスク着用に、ご協力の程よろしくお願いいたします。

**令和 5 年 3 月 13 日からの考え方**

個人の主体的な選択を尊重し、着用は各個人の判断に委ねることを基本とするが、一定の場合にはマスク着用の推奨や周知を行う。

＜自然の家職員の対応について＞ 上記の方針を踏まえ、３ 月 １３ 日から当面の間における職員のマスク着用について、国等により事業別に方針が定められている場合を除き、次のとおり取り扱うこととします。

原則として、職場における感染防止対策としては、マスク着用を求めない。ただし、個人の判断によるマスク着用を妨げない。

 【マスク着用を求める業務内容等】

 (１) 高齢者等重症化リスクが高い方や、不特定多数の人と接する場合

 (２) 職員の感染拡大や濃厚接触者に該当することにより、利用者サービスが低下し、業務に支障をきたす恐れがある場合

 (３) せきや発熱等の症状がある場合

**２　感染拡大防止の基本的な考え方**

(1)３密の回避（ゼロ密）、適切なマスク着用※、手洗いや手指消毒、人と人との距離の確保、 効果的な換気、複数人 が触る箇所の消毒等基本的な感染対策を徹底します。

※マスク着用の考え方 　個人の主体的な選択を尊重し、着用は各個人の判断に委ねることを基本とします。一 定の場合にはマスク着用の推奨や周知を行います。

（2）主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、利用者等の動線や接触等を考慮し、そのリスクに応じた対策を検討し講じます。

（3）職員や関係者などの事業に係るすべてのスタッフに対して、感染防止対策の重要性を理解させ、日常

生活を含む行動変容を促します。

（4）事前に、利用者や参加者へ新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について情報を共有し、必要

な協力を周知いたします。

（5）当施設にて新型コロナウイルス感染症の発症者が出た場合、その後、回復した関係者が差別されるな

どの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のため、十分な配慮と協力を行います。

**３　主な感染防止の当施設取り組み**

（1）接触感染（共有する場所の消毒）

ア　ご利用前後には、各使用場所や備品の清掃と消毒を行います。

ドアノブ、テーブル、椅子、電気スイッチ、蛇口、手すり、エレベーターボタンと内部、自動販売

機、トイレ等を定期的に消毒します。

イ　玄関、食堂前等に手指消毒液を設置します。

（2）飛沫感染（換気、人と人との距離）

ア　職員は、大声で話さないようにします。（利用者の皆さまにもご協力を依頼します）

イ　職員は、マスクを適宜着用し、適宜フェイスシールドを適宜使用します。また、定期的な手洗い、手

指の消毒を行います。

ウ　職員は、制服をはじめとする使用物品等を、こまめに洗浄・消毒し、衛生的な状態を保ちます。

エ　職員は、毎日、健康状態（検温を含む）を確認した上で業務にあたります。（体調不良もしくは発熱

のある職員については出勤を停止した上で、医療機関への受診と指定機関への相談を行います）同

居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合も同様の対応をします。

オ　館内は、定期的な換気を行います。

カ　館内の受付や食堂等の対面接客が必要な箇所には、飛沫防止のため、透明ボード等を設置しま

す。

キ　利用者の送迎時など、車両を使用する際は、乗車前の消毒や換気、飛沫防止シート設置等を行

います。

（3）利用申込時のお願い

ア　利用日から1週間以内に、発熱や咳、頭痛等の諸症状がある方は利用を見合わせていただきます

ようお願いします。

イ　利用時に密状態が発生しないよう、可能な限り利用時間や使用場所の調整をさせていただきま

す。そのため、利用前の詳細スケジュールの提出厳守と利用調整につきまして、ご理解、ご協力の

程、よろしくお願いします。

　　ウ　緊急事態宣言等が発出された際、臨時休館となる場合があります。臨時休館時は、施設利用の

他、主催イベント等も中止になりますので、あらかじめご了承ください。

（4）利用時の持参物品のお願い

ア　手指消毒剤、マスク、上履き、ハンカチ、体温計のご準備をお願いいたします。（団体引率責任者

の方は参加者への案内をお願いします）

（5）入所前におけるお願い

ア　施設利用1週間前から、当日朝までの検温と体調確認の実施をお願いします。

（6）施設利用におけるお願い

ア　入所時に検温等をお願いしています。施設玄関付近に当施設の非接触型の体温計を設置しております。

イ　入所前は、手指の消毒をお願いします。

ウ　利用受付時に、消毒セットの貸出を行っています。滞在中、定期的に、使用した宿泊室などのドアノブや接触箇所の消毒をお願いします。

エ　滞在期間中、使用する部屋などは、定期的な換気をお願いします。

オ　滞在期間中、起床時と夕食前の、一日2回の検温および体調確認をお願いします。

カ　滞在期間中、利用者は、マスクの適切な着用※、手洗いの実施等の感染症対策の励行をお願いします。個人の主体的な選択を尊重し、着用は各個人の判断に委ねることを基本とします。一定の場合にはマスク着用の推奨や周知を行います。

＜各施設利用時のお願い＞

* 保健室
	+ **当面の間、外傷者のみの利用とさせていただきます。**
* 多目的ホール（体育館）
	+ 各出入り口を網戸状態にし、換気を行ってください。
	+ 利用後はフロアの清掃、使用備品と接触箇所の消毒をお願いします。
* 乾燥室
	+ 乾燥室の備品を使用された際は、所定の場所へ返却するようお願いします。（なお、滞在中に何度も使用される場合は個別で管理してください）
* 食堂
	+ 食堂の座席定数を制限させていただきます。（詳細は食堂配置図をご参照ください）
	+ 食事の前は、手洗い及び手指消毒を徹底してください。
	+ 食事の際は、十分な換気を行います。
	+ 食堂の利用者の入れ替えタイミングで、テーブル等の消毒をします。
* その他の飲食に関して
	+ お弁当やパンに関しては、当面の間、研修室や創作工芸室、多目的ホール（体育館）でも飲食可能とさせていただきます。（通常時は飲食できない部屋です）
	+ 緊急事態宣言・まん延防止重点措置等の期間中は、酒類の販売を中止や制限いたします。また、酒類の持ち込みも禁止や制限をさせていただきます。
* 大浴場
	+ 密状態を避けるため、各利用者単位で入浴時間の設定をさせていただくことがあります。（大浴場利用者の人数を制限し、入れ替えで利用させていただくため、**所定の利用時間を厳守していただきますようお願いします**）
	+ 対人距離の確保をし、利用時の会話はおひかえいただきますようお願いします。
	+ 入浴後は、衣服棚の消毒をお願いします。（脱衣かごは、当面の間、撤去します）
	+ 当面の間、入浴時間を16時～22時に延長します。（通常は17時から）
	+ 大浴場開場前に、ドアノブ、衣類棚、備品等の消毒をします。
	+ 利用時間内は、十分な換気を行います。
* 宿泊室（及びテント）
	+ 寝具（及び寝袋）を使用する際は、必ずシーツ類を付けてご利用ください。
	+ 宿泊室（及びテント）は、1時間に1回程度、ドアや窓の網戸側を開放して換気をしてください。
	+ シーツの返却をする際は、各自で所定の場所にシーツを分別して返却をしてください。
* 炊事場
	+ 炊事場は従来通りご利用いただけます。（他の利用者の方と、一部共用になる設備がある場合があります）
	+ 各利用者単位で、対人距離の確保や飛沫防止などの感染症対策を講じた上で、野外炊事の調理や給仕方法の工夫をお願いします。
	+ 緊急事態宣言・まん延防止重点措置等の期間中は、酒類の持ち込みは禁止や制限をさせていただきます。
* コテージ
	+ コテージは従来通りご利用いただけます。
	+ 寝具を使用する際は、必ずシーツ類を付けてご利用ください。
	+ シーツの返却をする際は、各コテージ単位でシーツ回収袋をお渡しします。各自で使用済のシーツ類を回収袋に集め、リネン室にご返却ください。
* トイレ
	+ 不特定多数が接触する箇所は、定期的に消毒します。
	+ 可能な限り、換気を行います。
	+ フタ付きの便座は、フタを閉めてから汚物を流すようお願いします。
* 活動プログラムに関して
	+ 職員が活動プログラムの指導をする際は、対人距離の確保や飛沫防止などの感染症対策を講じた上で実施します。
	+ 利用者単位で実施する活動プログラムにつきましては、ご希望に応じてご相談承ります。
	+ 気温、湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害を発生する恐れがあるため、マスクを外す指導を行うことがあります。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。

マスク適切な着用　個人の主体的な選択を尊重し、着用は各個人の判断に委ねることを基

本とします。一 定の場合にはマスク着用の推奨や周知を行います。

* ゴミ類に関して
	+ ゴミ回収を実施する職員は、マスク、使い捨て手袋を着用することを徹底します。また、回収後は必ず石鹸と流水で手を洗います。
	+ 鼻水や唾液等がついたと考えられるゴミ類は、ビニール袋に入れて密閉するようお願いします。（各利用者単位での周知をお願いします）

**４　宿泊者感染疑いの際の対応**

＜新型コロナウイルス感染症の疑いのある諸症状の方が発生した場合＞

強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、37.5度以上の発熱、平熱比+1度以上の

発熱、咳、痰、のどの痛み、嗅覚、味覚の低下、その他体調がすぐれない場合　等

上記の症状がみられる場合、その方の速やかな退所にご理解を何卒宜しくお願い致します。

（2）施設滞在中に、次の症状の体調不良者が確認された場合は、直ちに当施設事務所【電話：0796-97-36

00】までご連絡ください。　　また、同時に、当地域を管轄している「豊岡健康福祉事務所【電話：0796-26-3

660】」もしくは「新型コロナ健康相談コールセンター【電話：078-362-9980】」に連絡いただき、同機関の指示

に従ってください。（指示された内容を可能な範囲内でお知らせください）

（3）感染の疑いのある方を医療機関に受診させたい場合は、必ず受診前に医療機関に連絡し、同機関の

指示に従ってください。

（4）感染の疑いのある方の発熱までの経過や、その方と接触した方等の情報を、できる限り収集するよう

にしてください。（医療機関受診時等で必要です）

（5）感染の疑いのある方の医療機関までの移動手段は、原則、各利用者単位で準備してください。（万が

一、呼吸困難等の重い症状がある場合は、医療機関に相談の上、必要に応じて119番による救急搬送を

依頼いたします）

（6）当施設の「感染の疑いのある方への対応」は、原則、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について

の相談・受診の目安」に基づいて対応します。

（8）当施設が取得した個人情報につきましては厳重に管理いたします。なお、法令または行政当局の通

達・指導などに基づく対応が生じた場合、当施設が取得した個人情報を使用させていただく場合がござい

ます。（行政当局から指示があった場合、その指示の範囲内で、同日程で当施設を利用していた他の利用

者の方などへ個人情報等の提供をする場合があります）

**５　退所後のお願い**

退所後1週間以内に、新型コロナウイルスへの感染が確認された場合は、速やかに当施設にご連絡いただきますようお願いします。

**６　緊急連絡先**

兵庫県豊岡健康福祉事務所　℡0796-26-3660（平日9：00-17：30）

新型コロナ健康相談コールセンター　℡078-362-9980（平日夜間及び土日祝日）

公立村岡病院　℡0796-94-0111　　公立八鹿病院　℡079-662-5555

公立豊岡病院　℡0796-22-6111

**７　その他**

代表者の方は、以上の事項を利用者全員にご周知いただきますようお願いいたします。

以　上

上記の内容をご確認いただきましたら、下記欄にご署名をお願いいたします。

入所の 5 日前まで に FAX またはメールにてご提出ください。

利用日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

団体名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名 ＿　　　　　　　　　　　　＿＿